

## 議案第201号

### 税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例の一部を改正 する条例案

税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例

第1条中「法と」を「〔法〕と」に、「督促手数料及び延滞金並びに」を「延滞金及び」に改める。

第2条を削る。

第3条中「税外歳入」を「法第231条の3第1項の市の歳入（以下「税外歳入」という。）」に改め、同条ただし書中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「500円」を「1,000円」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第5条とする。

附則に次の1条を加える。

#### （延滞金の割合の特例）

第9条 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号の規定は、施行日以後に納付される延滞金について適用する。
- 4 改正後の条例附則第9条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

## 説 明

税外歳入に係る督促手数料を廃止するとともに、延滞金を徴収する範囲を改め、併せて延滞金の割合の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法 という。）第231条の3第2項の規定によ  
「法」

る督促手数料及び延滞金並びに法第228条第3項の規定による過料の徴収に関しては、別に定  
及び

めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(督促手数料)

第2条 法第231条の3第1項の市の歳入（以下税外歳入という。）を納期限までに納付しない者  
に対して督促状を発したときは、督促状1通について20円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第3条 税外歳入 の督促を受けた者が、第2条 法第231条の3第1項の市の歳入（以下「税外歳入」という。）

督促状の指定期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定期限の翌日から納付  
する日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額（1,000円未満の端数があるときは、これを  
切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各  
号の1 に該当するときは、この限りでない。  
いずれか

(1)-(2) 省 略

(3) 延滞金の額が500円 未満であるとき  
1,000円

第4条-第5条 省 略

第3条 第4条

(施行の細目)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。  
第5条 関し 市規則で

附 則

第1条-第8条 省 略

(延滞金の割合の特例)

第9条 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわ  
らず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第  
2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同

じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。